

令和7年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 7年 6月13日（金）

午前 9時53分 開 会

午前10時46分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 報告第 1号 令和6年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
日程第 6 報告第 2号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第 7 議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第 2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第 3号 滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第 4号 滝川市における子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第 5号 副市長の選任について
日程第12 議案第 6号 財産の取得について
日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1 番	寄 谷 猛 男 君	2 番	柴 田 文 男 君
3 番	山 本 正 信 君	4 番	藤 田 哲 也 君
5 番	荻 野 仁 史 君	6 番	荒 木 文 一 君
7 番	好 川 章 君	8 番	福 井 雅 章 君
9 番	高 橋 江海子 君	10 番	木 下 八重子 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	関 藤 龍 也 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 口 清 悦 君	16 番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 中 島 純 一 君

教 育 長	田 中 嘉 樹 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君

監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 務 部 長	和 田 英 昭 君
市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君
監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	寺 嶋 悟 君
書 記	小 島 亜 美 君

事 務 局 次 長	壽 崎 行 洋 君
書 記	林 麻 結 君

開会 午前 9時53分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月20日に開催されました全国市議会議長会第101回定期総会におきまして議員10年以上の功績で安樂良幸議員が一般表彰を受けられましたので、その伝達式を行います。

それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において木下議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間といたしたいと思いを。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日、令和7年第2回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和7年2月15日から令和7年5月30日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは別途2件につきまして口頭でご報告を申し上げます。最初に、令和6年度各会計の決算概要につきましてご報告させていただきます。この件につきましては、第3回定例会にて正式な手続を踏みまして議会の承認を求めることとなりますが、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、簡潔にご報告申し上げます。初めに、一般会計は9億7,478万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他といたしましては、歳入では市税が予算額に対して1億3,580万円の増、地方交付税が6,658万円の増となっており、歳出では介護保険特別会計繰出金が5,787万円の減となったほか、各事業の歳出抑制に努めたことなどによるものです。なお、繰越明許費繰越額が8,585万円ありますので、それを差し引いた8億8,893万円が実質収支額となります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は剰余金は発生しておりません。公営住宅事業特別会計は8,953万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定は2億6,709万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定は5,167万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は7,000万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。

続きまして、企業会計につきましては、下水道事業会計は収益的収支で6,364万円の純利益となりました。また、資本的収支では4億5,514万円の差引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。病院事業会計は、収益的収支で10億8,747万円の純損失となりました。また、資本的収支では5億3,753万円の差引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。

以上、一般会計ほか各会計の決算概要のご報告といたします。

次に、農作物の生育状況についてであります。4月上旬から中旬にかけて気温が平年より高く推移した一方、4月下旬は気温が低く、農作物への影響が懸念されましたが、5月上旬から中旬にかけての気温は高めであったことから、全般的に作物の生育はおおむね平年並みに進んでいます。主な作物の生育状況ですが、水稻は4月下旬の気温が低く、草丈は短く推移しているものの、生育は順調に進んでいます。秋まき小麦は、出穂は平年並みであり、生育は順調に進んでいます。大豆は、5月中旬以降の好天により、播種作業が順調に進んでいます。タマネギは、5月中旬以降の少雨傾向により、生育が緩慢となりました。リンゴは、4月中旬の高温により平年より1日早く発芽し、

生育は平年並みとなっています。菜種は、4月下旬の低温により開花が遅れ、平年より2日遅い5月14日に開花し、その後の生育は平年並みに進んでおります。5月17日から開催となりましたたきかわ菜の花まつりでは、開花が遅れていたものの、5月21日からは満開の菜の花畑を皆様に御覧いただくことができました。以上のように現時点において作物の生育はおおむね平年並みであり、秋に向けて今後の生育が順調に推移することを期待しております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長から発言の許可をいただきましたので、ご報告申し上げます。

令和7年2月15日から5月30日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、そのうち1点につきまして補足をさせていただきます。

お手元の資料、滝川西高等学校の9番になります。2ページ目でございますけれども、実習販売会、滝西うまいものマーケットについてでございます。この取組は、滝川西高の部活動の一つであります商業クラブが毎年夏に開催されます北海道高等学校商業クラブ研究発表大会への出場に向けた活動の一環としまして行ったもので、今年度の研究テーマであります滝川駅前及び滝川駅前商店街のにぎわいの創出について様々な視点から考えるため、4月15日と5月17日に駅前商店街の空き店舗を利用しまして開催したものであります。生徒が選定し、仕入れた四国、九州をはじめとした特産品や市内のパン専門店と共同開発した商品を販売したことから、多くの市民が立ち寄っていただきまして、予定していた時間を前に商品が売り切れるほどの盛況ぶりで、滝川駅前のにぎわいづくりに向けた販売会となったところでもあります。この活動を通じまして、生徒たちは様々な学びや気づき、喜びを体験する有意義な活動となったようでございます。今後は、商店街に日常的に人が集まるにはどうしたらよいかなどを駅前商店街の皆様と共に考えることにもつなげたいとのことであります。次回は6月21日土曜日に3回目の販売会を予定しておりますので、議員の皆様におかれましても生徒たちの激励を兼ねまして足をお運びいただければというふうに思っております。

以上を申し上げまして口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項についての質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 令和6年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第5、報告第1号 令和6年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和6年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

令和6年第3回定例会において議決をいただきました令和6年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、令和7年第1回臨時会において議決をいただいた令和6年度滝川市一般会計補正予算（第7号）及び令和7年第1回定例会において議決をいただいた令和6年度滝川市一般会計補正予算（第8号）において、それぞれバス車両購入事業や非課税世帯物価高騰対応臨時支援金など7事業について地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決をいただいたところですが、この翌年度に繰り越す7事業に係る繰越計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製したことから、これを報告するものです。

1ページ、令和6年度滝川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を御覧ください。2款1項、バス車両購入事業、翌年度繰越額6,323万1,020円、これに係る財源内訳ですが、既収入の特定財源として基金繰入金が6,323万1,000円、一般財源が20円。

2款1項、非課税世帯物価高騰対応臨時支援金、翌年度繰越額1,395万2,066円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,395万2,066円。

2款1項、暮らし応援クーポン券事業、翌年度繰越額1億5,045万1,030円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億2,790万4,030円、一般財源が2,254万7,000円。

4款1項、下水道事業会計出資金、翌年度繰越額5,468万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が5,468万円。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額800万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が800万円。

8款2項、道路新設改良事業、翌年度繰越額1億1,082万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が6,349万2,000円、地方債が4,730万円、一般財源が2万8,000円。

10款3項、江陵中学校照明LED化改修工事、翌年度繰越額3,996万8,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,332万2,000円、地方債が2,660万円、一般財源が4万6,000円です。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第6、報告第2号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明いたします。

令和6年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

別紙、令和6年度滝川市下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。1款1項建設改良費のうち、公共下水道整備事業費の翌年度繰越額は1億1,141万円で、これに係る財源内訳は交付金5,468万円、企業債5,670万円、損益勘定留保資金3万円でございます。繰越理由は、道内自治体に配分された社会資本整備総合交付金の事業間調整が行われ、令和6年12月26日に追加交付を受けたこと及び令和7年2月6日に国の補正に伴い、同交付金の追加交付を受けましたが、いずれも冬期施工が困難であったためです。

次に、流域下水道費建設負担金の翌年度繰越額は5,993万1,756円で、これに係る財源内訳は企業債5,990万円、損益勘定留保資金3万1,756円でございます。繰越理由は、北海道が実施する石狩川流域下水道事業において年度内に工事を完成させることができなかったためです。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第7、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて行う定額減税補足給付金不足額給付を給付するための補正及び労務単価の改定に伴う各委託料の増額補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,549万6,

000円を追加し、予算の総額を248億4,834万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

第2条、繰越明許費ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところです。

第3条、地方債の補正ですが、地方債の変更は、第3表によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。令和8年度に繰り越して使用する経費の滝川第一小学校建替整備基本計画策定事業につきましては、令和6年度末に策定した新小学校整備基本構想など上位関連計画の方針を踏まえた検討などに時間を要する見込みとなったことから、令和7年度、8年度の2か年間で計画策定を行うため繰越明許費としたいとするもので、繰越額の上限は498万3,000円となります。

第3表、地方債補正です。道路新設改良事業債の限度額4億1,710万円に7,000万円を追加し、限度額を4億8,710万円としたいとするもので、追加する7,000万円のうち、5,000万円は凍上対策に係る事業費の増額補正に伴う追加で、2,000万円につきましては当初地方債の活用を予定していなかった道路維持補修委託料のうち、凍上対策に対して地方債の活用が可能となったことから、財源振替のため、追加したいとするものです。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、補正額1億2,880万円の増額につきましては、定額減税補足給付金に要する経費の補正で、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定した後に令和6年度に給付した定額減税調整給付金と本来給付すべき所要額との間で差が生じた方などに対して不足する額を給付するため補正したいとするもので、費用の全額が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で措置されるものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額47万3,000円の増額につきましては、障害者自立支援事務に要する経費の補正で、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により報酬算定に用いる単位数が見直されましたが、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用する介護給付費等単位数サービスコードの一部に設定誤りがあり、訪問系サービスの報酬請求支払い額に過不足が生じていることが判明したことから、サービスコードの修正が行われることに伴い、障害者自立支援給付審査支払システムを改修するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の障害者総合支援事業費補助金で措置されます。

3款3項1目生活保護費、補正額162万8,000円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正で、生活保護被保護者調査の調査項目の変更及び本年10月1日施行予定の生活扶助基準の見直しに伴い、生活保護システムを改修するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で措置されます。

6款1項2目農業振興費、補正額8,217万円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正で、農林水産省のスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の採択を受けた農業支援サービス事業体に対し、事業開始時に必要となる機械導入等の経費の一部と

してスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金を交付するため補正したいとするもので、費用の全額が北海道のスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金で措置されます。

８款２項１目道路維持費、補正額３，９８２万５，０００円の増額につきましては、３点ございまして、１点目は道路・橋りょうの維持に要する経費の補正で、令和７年３月に公共工事設計労務単価が改定されたことから、既に発注している委託料も含め、今後不足する見込みである道路維持補修管理等委託料を１，１００万円補正したいとするものです。１２ページ、１３ページをお開き願います。２点目は、除雪・排雪対策に要する経費の補正で、公共工事設計労務単価の改定及び除排雪機械に係る燃料消費量の見直しに伴い、除雪等委託料を２，６８２万５，０００円増額補正したいとするものです。３点目は、流雪溝の維持管理に要する経費の補正で、公共工事設計労務単価の改定に伴い、管理等委託料を２００万円増額補正したいとするもので、うち費用の８１パーセントに当たる１６２万円が国土交通省から流雪溝維持管理委託金として措置されるものです。

８款２項２目道路新設改良費、補正額５，０００万円の増額につきましては、道路新設改良事業に要する経費の補正で、凍上による道路の損傷状況が拡大していることから、市民の交通安全確保を目的として凍上対策を拡充するため、工事請負費を補正したいとするものです。なお、令和７年度から緊急自然災害防止対策事業債の対象事業が拡充され、凍上対策への活用が可能となったことから、本事業の財源として当該地方債を活用することとしております。

８款３項１目河川維持費、補正額１００万円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正で、公共工事設計労務単価が改定されたことにより不足する見込みとなった補修委託料を補正したいとするものです。

８款４項２目公園管理費、補正額１６０万円の増額につきましては、公園の管理に要する経費の補正で、公共工事設計労務単価が改定されたことにより不足する見込みとなった管理等委託料を補正したいとするものです。

１０款４項１目学校管理費、補正額１，０００万円の増額につきましては、高等学校ＤＸ加速化推進事業に要する経費の補正で、滝川西高等学校においてデジタル情報関連学部等への進学者の増加及びＩＣＴを活用し、地域活動を牽引するリーダーの育成を目的とした高等学校ＤＸ加速化推進事業を実施するため補正したいとするもので、費用の全額が文部科学省の高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金で措置されます。

以上、歳出合計で３億１，５４９万６，０００円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１６款２項２目民生費補助金から１７款２項３目農林業費補助金までは、いずれも歳出関連です。

２１款１項１目繰越金２，１８５万６，０００円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

２３款１項５目土木債７，０００万円の増額のうち、５，０００万円は歳出関連、２，０００万円につきましては財源調整に伴う増額補正です。

以上、歳入合計で３億１，５４９万６，０００円の増額となったところです。

なお、14ページから16ページにつきましては給与費明細書でありますので、お目通しをお願いいたします。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第8 議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第8、議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年8月1日から施行されまして、高額療養費制度、低所得1区分の算定基準額が改定されることに伴い、必要なシステム改修費の増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万8,000円を追加し、予算の総額を42億7,534万5,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額30万8,000円の増額につきましては、高

額療養費制度における低所得１区分の算定基準額の改定に対応するためのシステム改修費の増によるもので、歳出合計で３０万８，０００円の増額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。３款１項１目保険給付費等交付金、補正額３０万８，０００円の増額につきましては歳出関連となっており、歳入合計で３０万８，０００円の増額となったところです。

以上、議案第２号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は可決されました。

◎日程第９ 議案第３号 滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第９、議案第３号 滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第３号 滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されました離島振興法第２０条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整理を行うため、本条例を改正したいとするものでございます。

それでは、議案第３号参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。改正内容につきましては、固定資産税の課税を免除する対象施設の設置期限を改正する

ものであり、第2条中、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から令和7年3月31日までとしておりますところを地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令第3条第1号に規定する期間内、つまり令和10年3月31日までに改正するものであり、当該改正に伴い、所要の条文整理を行ったものでございます。

附則であります、この条例の施行期日を公布の日からとし、改正後の第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 滝川市における子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第4号 滝川市における子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市における子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、妊娠期からの切れ目ない支援の一環として妊婦のための支援給付が創設されたことに伴い、過料に係る所要の整備を行うため、滝川市における子ども・子育て支援法第82条の規定に基づく過料に関する条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましては参考資料、新旧対照表により説明申し上げますので、御覧ください。第2条第1号は、新たに法第10条の5に規定された妊婦のための支援給付を過料に処する対象とするための条文整理です。この規定により、市が妊婦のための支援給付に関し、妊婦もしくはその

配偶者等に求める報告や文書、その他の提出に対して正当な理由なく拒否、虚偽の報告などを行った場合は、10万円以下の過料を科すこととなります。

附則において、この条例の施行期日を公布の日とし、罰則に関する経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号 副市長の選任について

○議 長 日程第11、議案第5号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第5号 副市長の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市副市長、中島純一氏が令和7年6月26日で任期が満了となります。このため、後任として引き続き中島純一氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料をお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案についてこれに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第12 議案第6号 財産の取得について

○議長 長 日程第12、議案第6号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第6号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の名称は、小型ロータリー除雪車、1.5メートル、900トン級です。

取得の方法は、地域限定型一般競争入札。

取得の相手方は、ナラサキ産業株式会社北海道支社です。

取得価格は、3,429万8,000円。

用途は、車道の拡幅除雪を主とした除排雪業務用として使用されるものです。

内容につきまして議案第6号参考資料を御覧ください。この入札につきましては、記載の2社と地域限定型一般競争入札の方法で行い、5月15日に入札を執行した結果、ナラサキ産業株式会社北海道支社が落札候補者となり、5月19日の資格審査を経て落札決定者となり、5月21日に仮契約を締結しました。取得車両の仕様等につきましては、記載のとおりです。車両納入期限は、令和8年3月31日としております。

なお、取得に当たっては令和7年度防衛施設周辺対策事業補助金の交付決定を受けております。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として丸山健氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、丸山氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件について可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日から6月18日までの5日間休会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月18日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時46分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員